

令和6年度第9回

# 川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

---

# 令和6年度第9回川本町農業委員会総会議事録

## 1. 開催日時

令和7年1月30日(木) 13:30～

## 2. 開催場所

川本町役場 会議室

## 3. 出席委員

1番 福谷 善彦 委員      2番 釜田 雄二 委員  
3番 松田 美知子 委員      4番 柴原 かな 委員  
5番 浅原 幸雄 委員

## 4. 欠席委員

## 5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について  
議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の同意について  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 青年就農計画の認定について

## 6. その他

## 7. 事務局

事務局長 竹下 征二

## 8. 議事

会長	それでは、今年最初の令和6年度第9回川本町農業委員会総会を開催します。それでは、出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いいたします。
事務局	本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。
会長	議事録署名委員の指名をします。4番柴原委員さん、5番浅原委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
4.5番委員	はい。



会長

■■■さん、譲受人は■■■区在住の■■■さんです。■■■さんは現在、■■■に在住ですが、3月頃にIターンで来られる予定です。■■■さんの土地を購入され、農業をしたいということで来られます。事前に■■■に来られお会いしましたが、法人の■■■の方へ出向いて話を伺い、今後にご指導をいただきながら、水稲中心にされるそうです。土地の所在地は大字■■■番外3筆、地目は田と畑、総面積■■■㎡で、有償の所有権移転です。

場所につきましては、資料16頁をご覧ください。■■■さん空き家にある後ろの田畑と家の前の4反近い田を水稲される予定です。■■■さんの方は、農業に対する意欲が高く、現在、広い面積の田も耕作者がおらず荒れた状況でしたが、農地の管理を進めていってもらえたらと思います。

現地につきましては、■■■委員さんと■■■委員さんと一緒に現地確認をし、現地確認写真を資料17頁に掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長

それでは、調査報告をお願いします。

■■■委員

数年前までは、■■■さんの農地を■■■の組合で耕作をしていたのですが、今回、耕作をしていただけなのであれば、整備も必要ですが助け合って前向きに取り組んでいただけたらと思います。

■■■委員

現況は荒れたように見えてましたが、木は生えていないので、頑張ってくださいと思います。

会長

書類のお目通しをお願いします。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご質問等ございますか。

■■■委員

トラクター等は■■■さんが貸出されるのですか。

■■■委員

できれば組合に入ってもらい、一緒に使用して指導しながら一緒にできればと思います。

会長

■■■さんはどこに住まれるのですか。

事務局

■■■さんの空き家で、現在、リフォームされていました。

会長

確認ですが、譲受人がまだ■■■在住の申請の場合、営農計画書等を添付していただく必要があるのではないのでしょうか。

事務局

必要であれば、提出していただきます。

会長 他に無いようでしたら、議案第1号 2件目について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、許可相当して認めます。

事務局 営農計画書を提出していただき、次回の総会で皆さんに確認していただけるようにいたします。

会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 2件ございますが、番号1と2は関連性がございますので、一緒に説明をさせていただきます。

資料18頁をお開きください。番号1・2 譲受人は■■■■在住の■■■■さん、番号1の譲渡人は■■■■在住の■■■■さん、土地の所在地は大字■■■■番■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。転用の目的は宅地、農地は農用地区域外の第2種農地で、代替え地が無いということで、今回、申請を提出されました。

番号2の譲渡人は■■■■在住の■■■■さん、土地の所在地は大字■■■■番■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。同じく農用地区域外の第2種農地です。

場所につきましては、資料23頁をご覧ください。■■■■近くの■■■■へ上がる道の角に2筆あり、宅地にし、住宅を建てる予定です。

現地につきましては、■■■■委員さんと■■■■委員さんと一緒に現地確認をしております。この農地は10年以上、草刈りはされておられますが、耕作をされておられません。

以上で、説明を終わります。

会長 現地調査報告をお願いします。

■■■■委員 場所的にも良いところなので、若い方がこの周辺に住まれるのは良いことではないでしょうか。

■■■■委員 問題無いと思います。

会長 書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しいただけましたか。何かご意見・ご質問等ございませんか。資金調達の確認はされていますか。転用の場合、確実性がない限り許可ができないので、資金調達についての計画はどのようになっているのでしょうか。

事務局 提出書類に融資証明願が添付してあります。

会長

他に無いようでしたら、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当として認めます。続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について、ご説明します。資料24頁をお開きください。番号1 利用権の設定おこなう方は■■■■■在住の■■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■■区の■■■■■さんです。大字■■■■■番■■■■■外3筆、地目は田、総面積■■■■■㎡、物納の再設定です。

番号2 利用権の設定をおこなう方は■■■■■在住の■■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■■さんです。大字■■■■■番、地目は田、面積■■■■■㎡、物納の再設定です。

番号3 利用権の設定をおこなう方は■■■■■在住の■■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■■さんです。大字■■■■■番■■■■■外1筆、地目は田、総面積■■■■■㎡、物納の再設定です。

場所につきましては、資料2頁をご覧ください。■■■■■の■■■■■さん宅裏の■■■■■さんの農地2筆は、主に畑として利用されており、少し離れた川沿い付近の■■■■■さんと■■■■■さんの農地3筆を借入されます。■■■■■さんの農地は、資料29頁をご覧ください。■■■■■の■■■■■さん宅付近の川向いに2筆ございます。

以上で説明を終わります。

会長

事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますか。無いようでしたら議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、承認いたします。続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の同意について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料24頁で説明をさせていただきます。今回、農地中間管理事業で貸し手が3件、借り手が2件ございます。貸し手は■■■■■在住の■■■■■さん、受け手は■■■■■在住の■■■■■さんで、大字■■■■■番■■■■■、地目は田、面積■■■■■㎡を中間管理機構を通して、使用貸借で貸付をされます。もう1件は、貸し手は■■■■■在住の■■■■■さんと■■■■■在住の■■■■■さん、借り手は■■■■■で、■■■■■外4筆、地目は田、総面積■■■■■㎡を中間管理機構を通して、使用貸借で貸付をされます。

場所につきましては、■■■■■さんの方は、資料33頁をご覧ください。■■■■■から下り、

へ行く道に さんの家があり、その前にございます。前回、その横にある さんの農地を借入されており、その続き田となります。 さんは、資料37頁をご覧ください。県道沿いの の さんの家の前に4筆と、少し離れた場所に1筆ございます。

以上で、説明を終わります。

会長

何かご質問等ございませぬか。無いようでしたら議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案の同意について、同意してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、同意することと決定いたします。それでは報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をします。資料1頁をお開きください。相続をされる方は さんです。(故) のお子さんで大字 番、地目は畑、面積  $m^2$ を相続されました。以上で報告を終わります。

会長

報告第1号について、何かご質問等ございませぬか。無いようでしたら受理いたします。それでは報告第2号 青年等就農計画の認定について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 青年等就農計画の認定について、報告いたします。資料38頁をお開きください。川本町より川本町農業員会へ青年等就農計画の認定が1件提出されました。今回、認定された方は 在住の さんです。令和6年12月20日に認定され、認定有効期間が令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっておりますことを報告いたします。

以上で、説明を終わります。

会長

ご承知のほど、よろしく申し上げます。以上を持ちまして議案・報告事項の審議を終わります。「その他」の説明を終わります。

「その他」

◇地域計画について

◇次回総会の開催日について

令和7年2月21日(金)

それでは、令和6年度第9回川本町農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---